

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

65

### 条 例

- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（主税局）…二
- 東京都宿泊税条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都育英資金条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…七
- 東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例……………（同）…七

### 条例のあらまし

- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七六号）
  - 一 現在五〇パーセントの減額を行っている知事の給料等についての特例措置を、平成三二年七月三十一日まで延長します。
  - 二 この条例は、平成三〇年八月一日から施行します。
- 東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三号）の施行等に伴い、所要の改正を行います。

（一）都たばこ税

ア 紙巻きたばこに係る税率を段階的に引き上げます。

イ 平成三一年四月に予定されている旧三級品の紙巻きたばこに係る税率の引上げの実施を、同年一〇月まで延期します。

（二）固定資産税

中小企業者等が取得した、区市町村の導入促進基本計画に適合する等の要件を満たす一定の機械・装置等について、課税標準に乗じる特例割合を条例により定めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都宿泊税条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

- 一 犯則調査手続における通告処分の対象となる間接地方税として宿泊税を指定するとともに、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い平成三二年七月一日から同年九月三〇日までの宿泊税を課税免除します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都育英資金条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

- 一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九年法律第四号）の施行による所得税法（昭和四〇年法律第三三号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例（条例第八〇号）

- 一 東京都江戸東京博物館の改修に伴い、施設名を改めるとともに、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、東京都規則で定める日ほかから施行します。

条 例

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例(平成二十八年東京都条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

「平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日まで」を「平成三十年八月一日から平成三十一年七月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十七号

東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例

る条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号及び第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第三項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に改める。

第二十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号口中「みなし課

税法人、」の下に「投資法人(」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。)、  
特定目的会社(」に改め、「特定目的会社」の下に「をいう。)」を加える。

第三十五条第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第四十条の五に次の一項を加える。

3 法第七十二条の八十九の二第一項に規定する事業者は、前二項の規定により、前

二項の規定による申告書により行うこととされている譲渡割の申告については、前

二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により行わなければならない。

第四十八条の十第一項中「第七十四条第一号」を「第七十四条第一項第一号」に、

「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第

四号」を「同項第四号」に改める。

第四十八条の十一第三項中「第七十四条第二号」を「第七十四条第一項第二号」に、

「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(製造たばこみなす場合)

第四十八条の十一の二 法第七十四条の三の二に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具

(以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこ

みなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用

具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第四十八条の十二中「第七十四条の四第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十八条の十三中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第四十条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「節」の下に

「(第百十四条を除く。)」を加える。

第百五条中「及び第百十三条」を「、第百十三条及び第百十四条」に改める。

第百十四条を次のように改める。

第百十四条 法第三百二十一条の八第四十二項に規定する内国法人は、前条の規定に

より、同条の規定による申告書により行うこととされている申告については、同条

の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第四十二項の規定により行わなければ

ならない。

第百八十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「節」の下に「(第二百二条を除く。)」を加える。

第百九十条中「及び第二百一条」を「、第二百一条及び第二百二条」に改める。  
第二百二条を次のように改める。

第二百二条 法第五十三条第四十六項に規定する内国法人は、前条の規定により、同条の規定による申告書により行うこととされている申告については、同条の規定にかかわらず、法第五十三条第四十六項の規定により行わなければならない。

附則第四条の二の二中「掲げる利子」の下に「又は同項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金」を、「する者」の下に「又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務(同令第七条の四の二第二項第九号に規定する支払等業務をいう。)の委託を受けた者」を加える。

附則第五条の二の四中「第四十条の五」の下に「第一項及び第二項」を加え、「(「税務署長」を「「税務署長」と、同条第三項中「法」とあるのは「法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法」と、「同条第一項」とあるのは「法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項」に改める。

附則第十四条の見出し中「附則第十五条第二項第二号」を「附則第十五条第二項第一号」に改め、同条中第七号を第十一号とし、第四号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 五 法附則第十五条第三十二項第一号 二分の一
  - 六 法附則第十五条第三十二項第二号 十二分の七
  - 七 法附則第十五条第三十二項第三号 三分の一
- 附則第十四条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 法附則第十五条第二項第一号 二分の一

第二条 東京都税条例の一部を次のように改正する。  
第四十八条の十三中「九百三十円」を「千円」に改める。

- 附則第十四条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
- 十一 法附則第十五条第四十七項 零

第三条 東京都税条例の一部を次のように改正する。

第四十八条の十三中「千円」を「千七十円」に改める。

附則第十四条第九号中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同条第十号中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第十一号中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改める。

第四条 東京都税条例及び東京都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第百号)を次のように改正する。

附則第六項中「新条例」を「東京都税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十四項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「新条例」を「東京都税条例」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第十五項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」と、「同年九月三十日」とあるのは「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第四十八条の十第一項及び第四十八条の十一第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第四十八条の十二及び第四十八条の十三の改正規定並びに第四条並びに附則第三項から第六項までの規定 平成三十年十月一日

二 第一条中附則第四条の二の二の改正規定 平成三十一年一月一日

三 第三条中附則第十四条の改正規定 平成三十一年四月一日

- 四 第一条中第十八条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第三十五条第二項の改正規定、第四十条の五に一項を加える改正規定並びに第百四条、第百五条、第百十四条、第百八十九条、第百九十条、第二百二条及び附則第五条の二の四の改正規定並びに附則第二項及び第十五項の規定 平成三十二年四月一日

五 第二条中第四十八条の十三の改正規定及び附則第七項から第十項までの規定 平

成三十二年十月一日

六 第三条中第四十八条の十三の改正規定及び附則第十一項から第十四項までの規定  
平成三十三年十月一日

七 第二条中附則第十四条の改正規定及び附則第十八項の規定 生産性向上特別措置  
法(平成三十年法律第二十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅  
い日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の東京都都税条例(以下「新条例」という。)附則第五  
条の二の四の規定により読み替えられた新条例第四十条の五第三項の規定は、地方税  
法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第七十二条の七十八第  
三項に規定する課税期間が附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する  
場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合には、なお従前の  
例による。

3 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課し  
た、又は課すべきであった都たばこ税については、なお従前の例による。

4 平成三十年十月一日前に新条例第四十八条の十第一項に規定する売渡し又は同条第  
二項に規定する売渡し若しくは消費等(法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に  
規定する売渡しを除く。次項から附則第十三項までにおいて「売渡し等」という。)  
が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「平成三  
十年改正法」という。)による改正前の法第七十四条第一号に規定する製造たばこ

(東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(平成二十七年東京都条例第百号)附則第五項に規定する紙巻きたばこ三級品を除く。  
以下この項及び次項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する  
新条例第四十八条の十第一項に規定する卸売販売業者等(以下この項から附則第十二  
項までにおいて「卸売販売業者等」という。)又は新条例第四十八条の十第一項に規  
定する小売販売業者(以下この項から附則第十三項までにおいて「小売販売業者」と  
いう。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成  
三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十一条第一項の規

定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこ  
の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとな  
るときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者  
に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たばこ税の  
課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該都たばこ  
税の税率は、千本につき七十円とする。

5 前項に規定する者は、平成三十年改正法附則第十条第二項に規定する貯蔵場所又は  
小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三  
十一日までに知事に提出し、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した第  
二号に掲げる都たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。  
一 所持する製造たばこの区分(平成三十年改正法第一条の規定による改正後の法  
(以下「新法」という。)第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。  
以下この項から附則第十三項までにおいて同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該  
数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した都たばこ税の課税標準となる製  
造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による都たば  
こ税額

三 その他参考となるべき事項

6 附則第四項の規定により都たばこ税を課する場合には、前二項に規定するもののほ  
か、新条例の規定中都たばこ税に関する部分(新条例第四十八条の十二、第四十八条  
の十三及び第四十八条の十四の二の規定を除く。)を適用する。この場合において、  
新条例第十八条第一項第一号中「第四十八条の十四の二第一項若しくは第三項」とあ  
るのは「東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第七十七号。  
以下この項及び第四十八条の十四の三において「平成三十年改正条例」という。)附  
則第五項」と、「その提出期限」とあるのは「平成三十年改正条例附則第五項の納期  
限」と、同項第二号中「法第七十四条の十二第二項」とあるのは「平成三十年改正条  
例附則第五項の納期限後に提出した地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法

律第三号) 附則第十条第六項の規定により読み替えて適用される同法による改正後の法第七十四条の十二第二項」と、「当該修正申告書又は申告書を」とあるのは「当該」と、「その期間の末日」とあるのは「その日」と、新条例第四十八条の十四の三中「前条各項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第五項」と、「これらの項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

7 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった都たばこ税については、なお従前の例による。

8 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ(以下この項から附則第十三項までにおいて「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該都たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

9 前項に規定する者は、平成三十年改正法附則第十二条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに知事に提出し、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した第二号に掲げる都たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した都たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による都たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

10 附則第八項の規定により都たばこ税を課する場合には、前二項に規定するもののほ

か、第二条の規定による改正後の東京都都税条例(以下「三十二年新条例」という。)の規定中都たばこ税に関する部分(三十二年新条例第四十八条の十二、第四十八条の十三及び第四十八条の十四の二の規定を除く。)を適用する。この場合において、三十二年新条例第十八条第一項第一号中「第四十八条の十四の二第一項若しくは第三項」とあるのは「東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第七十七号。以下この項及び第四十八条の十四の三において「平成三十年改正条例」という。)(附則第九項」と、「その提出期限」とあるのは「平成三十年改正条例附則第九項の納期限」と、同項第二号中「法第七十四条の十二第二項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第九項の納期限後に提出した地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第十二条第六項の規定により読み替えて適用される同法による改正後の法第七十四条の十二第二項」と、「当該修正申告書又は申告書を」とあるのは「当該」と、「その期間の末日」とあるのは「その日」と、三十二年新条例第四十八条の十四の三中「前条各項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第九項」と、「これらの項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

11 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった都たばこ税については、なお従前の例による。

12 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該都たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

13 前項に規定する者は、平成三十年改正法附則第十三条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに知事に提出し、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載

した第二号に掲げる都たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならぬ。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した都たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による都たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

14 附則第十二項の規定により都たばこ税を課する場合には、前二項に規定するもののほか、第三条の規定による改正後の東京都都税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中都たばこ税に関する部分（三十三年新条例第四十八条の十二、第四十八条の十三及び第四十八条の十四の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、三十三年新条例第十八条第一号中「第四十八条の十四の二第二項若しくは第三項」とあるのは「東京都都税条例並びに東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第七十七号。以下この項及び第四十八条の十四の三において「平成三十年改正条例」という。）附則第十三項」と、「その提出期限」とあるのは「平成三十年改正条例附則第十三項の納期限」と、同項第二号中「法第七十四条の十二第二項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第十三項の納期限後に提出した地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十三条第六項の規定により読み替えて適用される同法による改正後の法第七十四条の十二第二項」と、「当該修正申告書又は申告書を」とあるのは「当該」と、「その期間の末日」とあるのは「その日」と、三十三年新条例第四十八条の十四の三中「前条各項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第十三項」と、「これらの項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

15 新条例の規定中法人の都民税に関する部分は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の都民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

16 新条例附則第十四条第一号の規定は、平成三十年四月一日以後に取得された法附則第十五条第二項第一号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

17 新条例附則第十四条第五号から第七号までの規定は、平成三十年四月一日以後に新たに取得された法附則第十五条第三十二項第一号から第三号までに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

18 三十二年新条例附則第十四条第十一号の規定は、生産性向上特別措置法の施行の日以後に取得された法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する同項に規定する機械装置等に対して課すべき平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成三十年七月四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七十八号

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第一百一十一号）の一部を次のように改正する。  
第十一条の次に次の一条を加える。

（地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の規定による指定）

第十一条の二 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十二の四第六号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項の前面に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第六項に見出しとして「（検討）」を付し、附則に次の一項を加える。

（東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う課税免除）

7 ホテル等における宿泊が、平成三十二年七月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第二条の規定にかかわらず、宿泊税を課さない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定は、平成三十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都宿泊税条例第十一条の二の規定は、前項ただし書に規定する日以後にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

東京都育英資金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十九号

東京都育英資金条例の一部を改正する条例

東京都育英資金条例（平成十七年東京都条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例

東京都江戸東京博物館条例（平成四年東京都条例第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（利用料金等）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用に係る予納金（以下「利用予納金」という。）を收受することができる。

5 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

第八条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「利用料金」の下に「又は利用予納金」を加える。

第十八条第三項中「第六条第一項、第七条及び」を「第六条第一項、第四項及び第五項、第七条並びに」に、「第七条及び第八条中」を「同条第四項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「あらかじめ知事の承認を得て、利用に係る予納金（以下「利用予納金」という。）とあるのは「予納金」と、「收受する」とあるのは「徴収する」と、同条第五項中「利用予納金は、利用料金」とあるのは「予納金は、使用料」と、第七条中「に、「別表第一」を「第八条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金又は利用予納金」とあるのは「使用料又は予納金」と、別表第一」に改める。別表第一施設の項中「企画展示室」を「特別展示室」に、

ホール			
午前	二〇、三五〇円		
午後	二七、一三〇円		
夜間	二七、一三〇円		
全日	六七、八四〇円		

を

大ホール			
午前	二三、一三〇円		
午後	三〇、八三〇円		
夜間	三〇、八三〇円		
全日	七七、一一〇円		
小ホール			
午前	六、五九〇円		
午後	八、七八〇円		
夜間	八、七八〇円		
全日	二一、九七〇円		

に、

大ホール楽屋三 (和室)				大ホール楽屋二				大ホール楽屋一				楽屋四				楽屋三				楽屋二				楽屋一			
午前	全日	夜間	午後	午前	全日	夜間	午後	午前	全日	夜間	午後	全日	夜間	午後	午前	全日	夜間	午後	午前	全日	夜間	午後	午前	全日	夜間	午後	午前
一、〇二〇円	三、一六〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円	三、一六〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円	三、〇八〇円	七九〇円	七九〇円	二、三七〇円	七九〇円	七九〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、五八〇円	五二〇円	五二〇円	五二〇円	一、四〇〇円	四六〇円	四六〇円	四六〇円

を

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

ル用同時通訳設備の項及び同部会議室用同時通訳設備の項を削り、同表備考一中「午後九時」を「午後十時」に改め、同表備考に次のように加える。

三 使用単位の時間を超過して使用する場合には、超過時間一時間(一時間に満たない端数は、これを一時間とする。)につき、使用を承認した使用単位の規定利用料金の一時間当たりの額の三割増相当額以内の超過利用料金を徴収することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。ただし、第六条、第八条及び第十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の東京都江戸東京博物館条例別表第一の規定による施設等の使用に關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

小ホール楽屋二				小ホール楽屋一			
全日	夜間	午後	午前	全日	夜間	午後	午前
一、三七〇円	四五〇円	四五〇円	四五〇円	一、三七〇円	四五〇円	四五〇円	四五〇円

に改め、同表附帯設備の部ホー